

先日、開催されました新型コロナウイルス感染症対策協議会の協議結果を配付いたします。【追加】（議会事務局）

令和2年8月6日開催の新型コロナウイルス感染症対策協議会において、会派から提出されました質問・要望について、理事者から回答・対応状況の報告がありましたので、別添のとおり追加配付いたします。

（前回配付内容）

新型コロナウイルス感染症対策協議会協議結果

1 日 時 令和2年8月6日（水） 15：50～

2 場 所 議会棟2階会議室

3 協議概要

- （1）長崎県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について
- ・福祉保健部次長より、長崎県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況及びメンタルヘルスについて、「資料1－1－①～1－1－④、1－2－①、1－2－②及び1－3」に基づき説明がなされた。
 - ・教育庁高校教育課長より、県立長崎北陽台高校における感染への対応について、「資料3－1」に基づき説明がなされた。
 - ・体育保健課長より、県立大村工業高校における感染への対応について、「資料3－1裏面」、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルについて、「資料3－2」に基づき、それぞれ説明された。
 - ・児童生徒支援課長より、県立北陽台高校 心のケア対応について、「資料3－3」に基づき説明された。
 - ・総務部長より、新型コロナウイルス感染症への対応について、「資料2－1及び2－2」に基づき説明がなされた。
 - ・理事者説明後、質疑が交わされ、この場で答弁できない内容については、後日、回答してもらうこととした。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見・要望について
 (8／6議会運営委員会「新型コロナウイルス感染症対策協議会」)

	質問・要望等	回答・対応等
検査体制	教育機関でのクラスター発生の際は、関係者全員のPCR検査をスピード感を持って実施すべきと考える。そういう意味でもPCR検査の早期の実施拡大を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生の際は、教育機関に限らず早期に濃厚接触者等の検査を実施し感染の連鎖を収束させることが重要であるものと認識しており、検査体制の拡充・強化に努めているところあります。 ・具体的には、これまで離島を含む全ての医療圏において検査を実施できる体制を整備するとともに、県全体で一日あたり634件の検査が可能な体制を整備しております。 ・また、年内には長崎大学における検査検体にかかる前処理の自動化により一日あたりの検査可能件数を約2,000件まで拡充する予定であります。
	県医師会と長崎大の共同記者会見で、無症状でも医師が必要と認めれば、地域のかかりつけ医でPCR検査が受けられる態勢を整えることを発表した。県でも是非検討して、しっかりバックアップを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・8月12日からの運用開始時点において、既に県は県医師会と集合契約を締結済みであり、行政検査と位置付けて、検査に係る保険診療の自己負担分は公費支援としております。 ・なお、今般の集合契約に参加する地域のかかりつけ医に対しては、感染症指定医療機関などと同様、県からマスク等の防護資材を優先的に配布する予定であります。
	PCR検査について、医療機関から相談があった場合は、全て検査を実施できる体制を構築していただきたい。また、エピセンター対策として、必要に応じて、地域を限定しても、早期の検査を実施して、感染拡大防止に取り組むこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・県においては、医師が総合的な判断の下、検査の必要性を認めた場合には、速やかに検査を実施する方針の下、検査体制の拡充・強化を進めているところであります。 ・地域で無症状の感染者が集合しているいわゆる「エピセンター」に係る対策については、県内の発生動向を注視して対応してまいります。
	PCR検査体制の拡充、唾液検査を推進し、検査を受けたい方が速やかに受診できる環境を整備すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・唾液によるPCR等検査が認められたことから、県は県医師会と集合契約を締結し、地域の医療機関が県医師会に申込みを行えば、県民の皆様に身近なかかりつけ医にて検体採取を行い、検査を行うことが可能になります。引き続き、県医師会と連携してまいります。
	医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など、これらは集団感染によるリスクが高い施設である。こうした施設に勤務する職員、出入りの業者の定期的なPCR等検査を行うよう、検討すること。	医師が必要と認めた者を除き、地域や集団、組織等に属する者に対して一律に検査を実施する場合には、対象者が数十万人となるため、一律実施は困難と考えております。そのため、県内の医療、介護、学校、企業関係者が無料で利用な健康管理アプリを導入して、早期に発見することにより拡大防止に努めてまいります。
	高齢者福祉施設の各事業所の中では、PCR検査、或いは、抗体検査などを民間検査機関と連携し、独自に行っている所もあると聞いている。ぜひ、高齢者の感染を防ぐという意味でも、事業所スタッフの方の検査に対して、県として、支援をしていくべきではないか。	高齢者施設の感染症対策の取組につきまして、現在、申請を受け付けている「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」による支援金の対象となり、その旨を各事業所にも通知しておりますので、有効に活用いただきたい。

質問・要望等		回答・対応等
感染者・濃厚接触者等対応	施宿設泊療養確保	入院や療養決定の遅れにより、家族が自宅療養となることを回避するために、さらなる宿泊療養施設の確保をお願いしたい。 離島での感染拡大を防止するために、港湾施設における隔離用のテント等の設置をお願いしたい。
	体制医療	オンライン診療及びオンライン服薬指導の積極的な活用を推進すること。
	誹謗中傷等対策	感染者、その家族と関係者、また、濃厚接触者への誹謗中傷と風評被害が起きており、その対策として、被害を受けた方々が相談しやすい相談窓口、場合によっては弁護士等も必要になってくるケースもあると思われる。そういう専門家をしっかりと配置すること。 陽性者、濃厚接触者と、その家族に対する中傷誹謗偏見、これが生じないように、さらなる呼びかけを強化すること。
教育関係		県立北陽台高校のクラスター発生において、窓を開けて換気していたにもかかわらず、感染が拡大したという、この事実をしっかりと検証していただき、速やかに改善策を講じて、他校にも、これを共有すること。
		ギガスクール構想を高校にも広げ、整備を加速化させて、休業時のオンライン学習に備えること。
		県民の方から学生のマスク着用率が下がっているのではないかとの声を聞く。マスクの着用の徹底を再度お願いしたい。

質問・要望等		回答・対応等
自 由 要 請	会食時の感染防止策の徹底として、会食の人数や時間制限なども検討すること。	<p>飲食店における感染拡大防止を図るために、現在、ガイドラインの遵守状況の確認等を行っているところであります。</p> <p>また、先般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し、今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安、講すべき施策について提言が行われ、それを踏まえた各地方公共団体の地域の実情に応じた対応が求められており、現在、その指標づくりを進めている。感染者の発生状況等に応じた、会食時の人数制限などについても、その中で検討してまいります。</p>
	本県としてもフェーズ毎の行動制限を定めること。	先般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し、今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安、講すべき施策について提言が行われ、それを踏まえた各地方公共団体の地域の実情に応じた対応が求められており、現在、その指標づくりを進めております。フェーズごとの行動制限についても、その中で検討してまいります。
	緊急事態宣言のタイミングとして、必要な場合は躊躇なく、緊急事態宣言を発動すること。	先般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し、今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安、講すべき施策について提言が行われ、それを踏まえた各地方公共団体の地域の実情に応じた対応が求められており、現在、その指標づくりを進めております。緊急事態宣言の発動についての指標についても、その中で検討してまいります。
感染 防 止 対 策	クラスター認定の場合の公表基準について、今後検討を進めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表については、令和2年7月28日付け厚生労働省通知などにより、その取扱が示されているところです。 ・同通知においては、クラスターに限らず、感染者に接触した可能性のある者を把握できない場合に、「不特定多数と接する場所の名称」や「他者に感染させうる行動・接触の有無」等を公表する際の取扱などが示されており、県においては個々の事例ごとに検討のうえ、適切な情報公表に努めてまいりたいと考えております。
情 報 発 信	医療提供体制の見える化と分かりやすい感染情報の発信。感染症病床や軽症者宿泊施設の確保状況と使用率の見える化をお願いしたい。	入院・入所者・回復者について、毎日更新した数を公表しており、引き続き、分かりやすい情報発信に努めてまいります。
	県民意識の醸成という点で、知事はじめ行政リーダーによって積極的にメッセージを県民の方々に強力に発信すること。	これまででも知事が記者会見を行い、県民にメッセージを発信してきたところであるが、今後ともタイミングを逸することなく、積極的にメッセージを発信してまいりたい。
その 他	接触確認アプリ（COCOA）については、まだ導入している方は少ないと思われる所以、何らかのインセンティブを設けて普及に務めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・国によると、接触確認アプリ（COCOA）の全ダウンロード数は、8月12日17:00現在で約1,290万件のことあります。 ・このアプリの利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができると考えられています。 ・また、国でもアプリ導入者に対しては、接触があった場合には、原則検査を実施するよう検討していると伺っており、県としても利用者が増える対策を進めてまいります。

質問・要望等		回答・対応等
観光施策 経済対策	G o T o トラベルキャンペーンについて、他県においては病床数が限界達し、全国的にも疑義が生じている。県として、G o T o トラベルキャンペーンの時期及び対象地域の見直しを求めていただきたい。 また、当面は、感染拡大地域に対して、G o T o トラベルキャンペーンによる本県の来県自粛について、知事自ら訴えていただき、その上でG o T o トラベルキャンペーンを県民の県内旅行に活用するような新しい提案というものをぜひ発信してもらいたい。	新型コロナウイルスと共生しながら、県の基幹産業である観光業を活性化していく必要があることから、感染防止対策に全力で取り組み、観光客の皆様をお迎えしていく必要があると考えている。なお、首都圏等で感染者数の増加が顕著であり、人の行き来が制限される中で、県内観光業の活性化のため、県民の皆様にはGoToトラベルキャンペーンを活用して、県内旅行を楽しんでいただくよう発信してまいりたい。
	「ふるさと再発見の旅」で確認できた、県民による県内旅行需要の高さから、県民の県内周遊を促す旅行商品の造成を図ること。	県内観光産業の活性化のため、旅行業者に対し、国の「G o T o トラベルキャンペーン」を活用した県民向けの県内旅行商品造成を働きかけているところ。 また、併せて、引き続き、県民の県内旅行促進についてもPRしてまいりたい。
	G o T o トラベルの推進にあたり、宿泊や観光、飲食、物販販売等における感染防止策の強化に資する財政支援を構築すること。	現在、「G o T o トラベル」に参画する宿泊施設に対して、職員が現地を訪問し、ガイドラインの遵守状況について確認を行っている。 その際、不備事項改善のために必要な機械購入や施設改修が生じる場合は、「長崎県宿泊施設安全・安心・快適化促進事業」などの県支援制度の活用を促してまいりたい。 また、飲食店など店舗において消費者との接触が多い県内中小企業者等に対して、「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った感染症拡大を防止するための補助事業（長崎県新しい生活様式対応支援支援補助金）を設けている。さらに、飲食店の感染症対策として、空調設備に対する補助制度を新たに設け、8月25日から受付を開始しております。
	県民が安心して利用できるよう、施設に対する県の評価制度を導入すること。	宿泊施設については評価制度を導入する予定はないが、県で実施した「ながさき癒し旅キャンペーン」においては、宿泊施設に対し、新型コロナウイルス対応ガイドラインを遵守することを参画要件にしており、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携し、宿泊施設のガイドライン対応状況について現地確認も併せて実施しました。 また、「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」では、事業者において、新しい生活様式ガイドライン実施宣言を記入し、店舗に掲載することで、県民が安心して利用できるようにしております。
	団体利用が極めて厳しい現状を踏まえて、大型の施設や貸切バスなどへの支援を構築すること。	観光施設への直接的な支援制度は創設していないが、宿泊事業者等が行う収束後の受入態勢の強化を目的とした「観光地受入態勢ステップアップ事業」や宿泊者が衛生的で快適に過ごせるための態勢を支援する「宿泊施設安全・安心・快適化事業」、また、6月1日から県内、19日から全国キャンペーンを行うなど、本県への誘客につながる各種取組を実施することにより、県内観光施設にも足を運んでいただきたいと考えております。 貸切バス事業者については、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、需要回復が遅れていることから、感染防止対策を行いながら事業を継続していただくための支援を検討してまいりたい。

質問・要望等		回答・対応等
生活支援	利用が控えられている状況から、感染防止対策を強化させ、安心して利用できる環境を整備する支援と、県の評価制度の導入。※飲食店を想定	<p>店舗において消費者との接触が多い県内中小企業者等に対して、「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った感染症拡大を防止するための補助事業（長崎県新しい生活様式対応支援支援補助金）を設けている。さらに、飲食店の感染症対策として、空調設備に対する補助制度を新たに設け、8月25日から受付を開始しております。</p> <p>なお、「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」では、事業者において、新しい生活様式ガイドライン実施宣言を記入し、店舗に掲載することで、県民が安心して利用できるようにしております。</p> <p>また、酒類を提供する飲食店に対しては、事業者にチェックリストを用いた自己点検を実施していただき、上記の宣言と併せて点検後のチェックリストを掲示するようお願いしております。</p>
	テイクアウトメニューの創出支援とデリバリーによる活性化支援策を構築し、今後展開予定の「G o T o イート」にデリバリー支援を充当できるよう国と協議すること。	<p>県内各地で作成されたテイクアウト・デリバリーサイトを県のHPに掲載しているほか、各事業者に対して、巣ごもり需要に対応した新たな販売手法への転換等に要する経費を支援しています。なお、「G o T o イートキャンペーン」における食事券発券事業は、飲食店が実施するテイクアウト・デリバリーサービスも対象であり、国事業の活用を推進してまいりたい。</p>
経済対策	農水産物について、首都圏における消費減少により、県内で消費を喚起する施策を構築し、生産者を守ること。	<p>農林部 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている「長崎和牛」「茶」「マグロ類」などの県産農水産物について、県内量販店や直売所等が実施する販売促進キャンペーンを支援することで県内消費の喚起を図る。</p> <p>【長崎県産農水産物販売促進事業費】 予算額 53,461千円(6月補正) ・販売促進イベントに係る経費（国・県各1/2）</p> <p>水産部 県内での水産物の消費拡大を図るため、学校給食への食材提供、産直ネットや県内量販店での販促キャンペーンの実施、新商品やホテル等での新メニュー開発等の取組を進めてまいります。</p>
	生産を控えている部分には、今後の生産力向上に資する環境改善を促し、支援すること。併せて、農地等の基盤整備や漁場の整備を行うこと。	<p>農林部 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた肉用牛繁殖・肥育農家や花き・野菜・茶農家などが、前向きに農業経営を継続できるよう国及び県の事業を活用し、生産力向上など経営体質強化に資する取組や、業種別ガイドラインに則した取組などを支援しているところ。</p> <p>農地の基盤整備については、農業の生産力向上のために計画的な事業推進が必要であることから、市町や土地改良区等の関係機関と連携し、国に対し予算確保の要望を行うとともに、新規地区の推進についても、市町と一体となり地元の合意形成に努めているところ。</p> <p>【肉用牛経営体質強化緊急支援事業費】 予算額 310,378千円(4・6月補正) ・飼料・肉質等の検査分析など経営の体質強化に取り組む肥育農家を支援 ・子牛価格が一定水準を下回った場合に経営改善の取組を支援</p> <p>【高収益作物次期作支援交付金】(国直採) ・花き・野菜・茶農家等の次期作に向けた種苗等の資材購入や機械レンタルを支援(定額)</p> <p>【農業経営継続支援事業費】 予算額 16,600千円(6月補正) ・事業継続のための生産・販売方式の転換に係る機械・施設整備等の導入を支援 (国3/4、県1/8以内)</p>
地産地消の推進		

質問・要望等		回答・対応等
		水産部 漁業者に対し、休漁中の漁業者対策である国の「資源・漁場保全緊急支援事業」の活用をサポートすることで漁場生産力の向上を図り、併せて、水産資源の維持・増大のための漁業生産を支える漁場の整備を行ってまいります。
要休 請業	休業要請と補償をしっかりとセットとして、事業者が混乱しないような制度設計を求める。	休業要請の際には、財政状況等も踏まえながら、事業者に混乱が生じないよう制度設計の策定につとめてまいります。
人員 体制	議会の取り決めで、当該理事者への直接質問とか、要望というのを控えている現状であるが、どうしても早急に事実確認を行う必要がある場合に対応いただくため、理事者側にコロナ関係専任の議会担当者を配置できないか。	引き続き、各部の議会担当者において質問・要望等への迅速・適切な対応ができるよう取り組んでまいりたい。
その他	報道機関に対し、人権やプライバシーの観点から、個人を特定できるような情報を公表する際に、その当事者の確認をしっかりとすること。	感染者に関する情報については、感染症のまん延防止を図る観点から一定の内容を公表しておりますが、公表に際しては一つ一つの内容についてご本人やそのご家族からの同意を得ております。 今後とも、公表内容についてはご本人やそのご家族から同意を得ることとしており、感染者の人権やプライバシーに十分配慮してまいります。